

改正概要説明書	
国名：シンガポール	法令名：特許法
改正情報：2022年6月10日施行	
改正概要：	
<p><b>1. 定義規定の改正</b>            「特許性に関する国際予備報告」及び「法務官」の定義が削除された。また、「薬用医療製品」及び「WTO協定」の定義が追加された（第2条改正）。</p>	
<p><b>2. 補正の要請制度の新設</b>            審査官による出願人への補正の要請の制度が新設されると共に、出願人の応答手続等の詳細が規定された（第29条(7A)～(7E)及び(10)(a)(ia)新設）。</p>	
<p><b>3. 再審査報告書の簡素化</b>            明細書が補正された場合は、再審査報告書において原審査報告書等に同意するか否かを明記する必要がない旨が規定された（第29B条(4A)新設）。</p>	
<p><b>4. 第三者意見提出制度の新設</b>            出願公開後の発明の特許性に関して第三者が意見を提出できる制度が新設されると共に、その手続等の詳細が規定された（第32条新設）。</p>	
<p><b>5. 特許更新手数料及び追加手数料の追納期間規定の政令委任</b>            特許更新手数料及び追加手数料の追納期間について、旧法では更新手数料納付期間の「満了後6ヶ月」と明示されていた期間を「満了後所定の期間」に変更し、具体的な期間は政令に委任した（第36条改正）。</p>	
<p><b>6. 特許付与後の再審査制度の新設</b>            特許付与後の再審査制度を新設すると共に、その手続等の詳細を整備した（第38A条新設）。</p>	
<p><b>7. 特許侵害の付託制度の廃止</b>            特許を侵害したか否かの問題を登録官に付託する制度が廃止され、関連規定が削除された（第67条(3), (4)(a)及び(c)並びに(5)削除）。</p>	
<p><b>8. 侵害に関する救済の制限範囲の減縮</b>            いわゆる補充審査制度の廃止に伴い、特許権侵害時における損害賠償の裁定、利益返還命令又は他の救済（差止命令を含む）の認定拒絶要件を一部削除した（第69条(3)(b)及び(c)並びに(4)削除）。</p>	
<p><b>9. 特許を取り消す権限主体の追加</b>            特許を取り消す権限の主体に裁判所が追加された（第80条及び第82条改正）。</p>	

## **10. 登録官の決定に対する上訴手続の明確化**

特許付与後の再審査制度の新設に伴い、登録官の決定に対する上訴の対象及び手続が明確化された（第 90 条(1) (ca) 及び(cb) 並びに(4) 新設、同(3) 改正）。

## **11. 犯罪の示談金の最低額の見直し**

犯罪の示談金の最低額が引き上げられた（第 103 条(1) 改正）。

## **12. 特許出願及び特許に関する情報並びに書類の職権による公表又は通報**

特許出願及び特許に関する情報並びに書類を、登録官が職権により公表又は通報できる旨を規定した（第 108 条(1A) 新設）。

### **改正内容：**

#### **・第 2 条**

「特許性に関する国際予備報告」、「法務官」の解釈が削除された。

「薬用医療製品」、「WTO 協定」の解釈が追加された。

#### **・第 29 条**

(7A) – (7E) は新設項である。

#### **・第 29B 条**

(4A) は新設項である。

#### **・第 32 条, 第 38A 条**

新設条文である。

#### **・第 67 条**

(4) – (5) は削除された。

#### **・第 69 条**

(3) において (b), (c) が削除された。

#### **・第 80 条**

特許を取り消す権限の主体に裁判所が追加された。

#### **・第 90 条**

登録官の決定に対する上訴に関して明確化された。

#### **・第 103 条**

犯罪の示談の金額に関して明確化された。

#### **・第 108 条**

(1A) は新設項である。